平成２２年（フ）第２５２号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目67番地　コーポ湘南204
債務者　晴山　摂雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５３号
神奈川県横須賀市上町４丁目51番地
債務者　小原　道子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５４号
神奈川県横須賀市上町４丁目51番地
債務者　小原　　彩
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５５号
神奈川県横須賀市小川町28番地１　横須賀ハイム607
債務者　加納　貴昭
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２５６号
神奈川県横須賀市西逸見町３丁目11番地２
債務者　米山　幸子（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５３４号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町545番地
債務者　竹原　　舞
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
広島県福山市神辺町字西中条2323番地　日通宿舎３の401号
債務者　芝崎幸子こと　鄭　　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０９号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅14―６
債務者　小名川千栄（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６６号
山口県周南市江の宮町12番２―301号、前住所山口県周南市遠石３丁目９番15―203号　アネックス遠石Ⅱ
債務者　児玉　　悠
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１６８号
山口県下松市旗岡２丁目２番２―501号
債務者　西林ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１７２号
山口県下松市大字末武下495番地１
債務者　市川　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１７４号
山口県周南市新清光台２丁目４番19号
債務者　倉重　和正
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１７５号
山口県周南市新清光台２丁目４番19号
債務者　倉重由紀子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４６３号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目５番38―105号　神山ハイツⅠ
債務者　吉村　修治
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９１号
熊本市長嶺東４丁目９番５号
債務者　上野とし子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２８号
熊本県菊池郡大津町大字町257番地21
債務者　首藤　友美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７３２号
熊本市清水亀井町４番２　亀井レジデンス302号
債務者　伊藤　　舞
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部